

古賀市公共施設マネジメント推進審議会運営細則

古賀市公共施設マネジメント推進審議会

令和 3 年 6 月 7 日決議

(趣旨)

第 1 条 この規程は、古賀市公共施設マネジメント推進審議会条例(令和 2 年 4 月 1 日条例第 1 号)第 5 条の規定に基づき、古賀市公共施設マネジメント推進審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長の任期等)

第 2 条 会長の任期は、委員の任期とする。

2 会長がその職を辞したとき、その他会長が欠けたときは、次回の審議会において互選する。

(会議の招集)

第 3 条 会長は、審議会の会議を招集しようとするときは、会議の 7 日前までに、会議の日時、場所及び付議すべき議題を示した書面により、委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(会議の公開)

第 4 条 審議会の会議は、古賀市情報公開条例(平成 1 1 年条例第 5 号)第 2 3 条第 1 項の規定に基づき公開するものとする。ただし、同項第 1 号又は第 2 号に掲げる場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

3 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(議案の説明者)

第 5 条 会長は、議案に関係のある市の職員その他の関係者を会議に出席させ、議案について説明させることができる。

(議事録)

第 6 条 審議会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事となった事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

(雑則)

第 7 条 この規程に定めない事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、令和 3 年 6 月 7 日から施行する。